

竜王町未来へつなぐまちづくり交付金交付要綱

(令和6年3月29日告示第40号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民自治の振興とすべての世代が笑顔で暮らし続けられる地域共生社会を実現するため、地域住民による安全・安心なまちづくりや地域の課題を解決する自主的な取組等に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、竜王町補助金等交付規則（昭和50年竜王町規則第3号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象団体)

第2条 交付金の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）の実施主体は、自治会および自治区（以下「自治会等」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 交付対象事業は別表第1に定めるとおりとし、かつ、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- (1) 地域住民の意向が十分反映され、地域の課題解決に資するもの
- (2) 将来にわたって自治会等自らが維持管理するもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、交付金の対象としない。

- (1) この要綱以外の補助制度等により補助等を受けることができる事業
- (2) この要綱の趣旨に適合しない事業
- (3) 交付決定の前に着手されている事業。ただし、別表第1に掲げる一般事業のうち地域共生まちづくり活動および特別加算事業は除く。

(交付対象期間)

第4条 自治会等に対する交付対象期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

(交付金の額および限度額)

第5条 交付金の額は予算の範囲内とし、その限度額は別表第2のとおりとする。

2 別表第1に掲げる特別加算事業を実施した場合には、前項の限度額に加算額を合算して交付するものとする。

(交付申請および事業計画)

第6条 事業を実施しようとする自治会等は、竜王町未来へつなぐまちづくり交付金交付

申請書（別記様式第1号）に竜王町未来へつなぐまちづくり交付金事業計画書（別記様式第2号）を添えて、5月末日までに町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 町長は、交付申請があったときは内容等を審査し、適当と認めたときは速やかに交付金の交付を決定し、自治会等に竜王町未来へつなぐまちづくり交付金交付決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

（変更承認）

第8条 前条の規定により交付金の交付決定を受けた自治会等は、交付対象事業の内容を変更し、または中止し、もしくは廃止しようとするときは竜王町未来へつなぐまちづくり交付金変更交付申請書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、その内容等を審査し、適当と認めたときは速やかに交付金の変更交付を決定し、自治会等に竜王町未来へつなぐまちづくり交付金変更交付決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 自治会等は、事業が完了したとき、または交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、竜王町未来へつなぐまちづくり交付金事業実績報告書（別記様式第6号）に竜王町未来へつなぐまちづくり事業実績報告明細書（別記様式第7号）および関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（交付金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、その内容を審査し、適当であると認めるときは交付すべき交付金の額を確定し、自治会等に竜王町未来へつなぐまちづくり交付金額確定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

（交付金の交付）

第11条 前条の規定により額の確定を受けた自治会等は、交付金の交付を受けようとするときは竜王町未来へつなぐまちづくり交付金交付請求書（別記様式第9号）により町長に交付の請求をしなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 一般事業

| 事業区分 | | 主な事業内容 | 交付割合 |
|---------------|------------|---|---------|
| 地域共生まちづくり活動 | 高齢者支援活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・居場所づくり、介護予防教室等の開催 ・高齢者への生活支援等 | 10/10以内 |
| | 子育て支援活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロン、親子の交流、多世代との交流等 ・各種教室の開催 ・子ども食堂の開催 | |
| | 健康づくり活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツによる交流 ・体力測定やその他健康づくりに資する活動等 | |
| 安心・安全なまちづくり活動 | 消防・防災対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・啓発のための教室等の開催、啓発看板の設置 ・必要な資機材、設備または施設の整備または修繕 | 10/10以内 |
| | 防犯対策事業 | | |
| | 交通安全推進事業 | | |
| 生活基盤の整備活動 | 地域生活環境整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・河川、道路これらに付帯する安全施設の整備および改修 ・公園、広場等の施設または設備の整備または修繕 ・ごみ集積所の整備および資器材の整備 ・公共交通の利用促進における環境整備 | 1/2以内 |
| | 自治会活動支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動のデジタル化、多言語対応のための環境整備または修繕 | |
| その他 | 特認事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・その他町長が必要と認める事業 | 1/2以内 |
| | 自治会等共同事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・複数の自治会等と共同で事業を実施する必要があると認められる事業 | |

備考

- 1 支出経費のうち食糧費は、弁当代および茶菓子代相当で、酒類代の経費は対象外とする。
- 2 自治会等共同事業については、取りまとめを行う1自治会等を決め、該当自治会等の交付限度額の合計のうち必要な額を交付することとする。
- 3 交付金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた額とする。

2 特別加算事業

| 事業内容 | 加算額 (年額) |
|---|--------------|
| (1) 災害時の要支援者へのサポート体制づくりとその体制を活かした防災訓練の実施 | 1 事業につき 5 万円 |
| (2) 独居高齢者や高齢者世帯（75 歳以上の世帯）を対象とした継続的な支援事業の実施計画の策定または実施（家庭訪問、見守り支援等。ただし、単発のイベントや民生委員の業務は除く。） | |
| (3) 子育て支援に資する継続的な事業の実施（スクールガードや学童保育等。ただし、単発のイベントや民生委員の業務は除く。） | |
| (4) 持続可能な自治会運営に向けた事業の実施（今後の自治会運営を見直す組織の設立、性別にかかわらず多世代の多様な意見を取り入れる仕組みづくりの構築、事業実施に伴う先進地視察および研修会等） | |

備考

- (2)の継続的な事業は、概ね月2回以上、通年（10箇月以上）で実施すること。
- (2)の実施計画の策定は、3年のうち1回のみを対象とする。
- (3)の継続的な支援事業については、概ね週1回以上、通年（10箇月以上）で実施すること。
- (2)、(3)および(4)の事業実施については、実績報告時に実施日、参加者名および内容が確認できる書類、写真等を添付すること。ただし、(2)の実施計画の策定については、実績報告時に実施計画書の提出を行うこと。
- 1自治会等につき、最大3事業までの申請とすること。

別表第2（第5条関係）

交付の限度額（3箇年分）

| 自治会等名 | 限度額（円） | 自治会等名 | 限度額（円） |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 山中 | 1,029,000 | 林 | 1,101,000 |
| 岡屋 | 1,842,000 | 川守 | 1,215,000 |
| 小口 | 1,404,000 | 岩井 | 852,000 |
| 松が丘 | 2,031,000 | 東出 | 1,230,000 |
| 薬師 | 1,056,000 | 西出 | 1,299,000 |
| 七里 | 876,000 | 新村 | 1,206,000 |
| 山面 | 909,000 | 西山 | 1,449,000 |
| 美松台 | 3,519,000 | 田中 | 795,000 |
| 鏡 | 1,299,000 | 綾戸 | 1,017,000 |
| 松陽台 | 1,218,000 | 島 | 813,000 |

| | | | |
|-----|-----------|-------|-----------|
| 西横関 | 1,134,000 | 駕輿丁 | 900,000 |
| 西川 | 1,215,000 | 橋本 | 990,000 |
| 弓削 | 996,000 | 須恵 | 1,089,000 |
| 川上 | 792,000 | 鶉川 | 864,000 |
| 信濃 | 795,000 | 希望が丘 | 1,002,000 |
| 庄 | 882,000 | さくら団地 | 1,080,000 |

別記様式第 1 号(第 6 条関係)

竜王町未来へつなぐまちづくり交付金交付申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 6 条関係)

竜王町未来へつなぐまちづくり交付金事業計画書(年度版)

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 7 条関係)

竜王町未来へつなぐまちづくり交付金交付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 8 条関係)

竜王町未来へつなぐまちづくり交付金変更交付申請書

[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 8 条関係)

竜王町未来へつなぐまちづくり交付金変更交付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 6 号(第 9 条関係)

竜王町未来へつなぐまちづくり交付金事業実績報告書

[別紙参照]

別記様式第 7 号(第 9 条関係)

竜王町未来へつなぐまちづくり交付金事業実績報告明細書

[別紙参照]

別記様式第 8 号(第 10 条関係)

竜王町未来へつなぐまちづくり交付金額の確定通知書

[別紙参照]

別記様式第 9 号(第 11 条関係)

竜王町未来へつなぐまちづくり交付金交付請求書(精算払・概算払)

[別紙参照]